

令和6年度不祥事根絶取組計画

所属名		掛川特別支援学校 御前崎分校		
継続的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・支え合い・助け合いながら「チーム御分」で取り組む体制づくり ・人権意識をもち、些細なことでも声を掛け合う雰囲気づくりと、相手を認め、尊重した言動の徹底 ・ビジネスマナーを守り、働く大人として、生徒の手本となる教職員 ・管理職により教職員への訓示、不祥事に関する通知の周知と注意喚起 ・学校運営協議会委員や保護者、近隣の学校等外部からの助言や評価の反映 			
	月	実施テーマ	実施内容	特色ある取組
月別取組	4	職場の雰囲気づくり 不適正な会計処理	<ul style="list-style-type: none"> ・互いを知り、学部・学年の経営に生かす（主任者会・学年会等） ・教職員の生徒指導に係る共通ルールの確認 ・物品購入に係る適正な事務処理の方法（事務部） 	
	5	個人情報の流出 交通安全・飲酒運転	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いに係る注意事項、書類等の管理方法（情報管理委員会） ・「交通違反をしてしまうときってどんなとき？」を考えるグループワーク ～予想される状況の想定～ 	○
	6	セクハラ・わいせつ 教職への誇り・使命感	<ul style="list-style-type: none"> ・「自分が言われて嫌なこと・されて嫌なこと」を考えるグループワーク ～多様な価値観の認識～ ・人事評価に係る面談等において、学校経営参画の目標と役割の確認、相談 	○
	7	教職への誇り・使命感 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会をとおして、不祥事根絶取組に関する意見交換 ・自己チェックリストによる振り返り（第1回） 	○
	8	不祥事全般 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中の教職員のサービスの厳正 ・人権に関する職員研修会の実施（伝達講習） 	
	9	体罰 職場の雰囲気づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「体罰はなぜなくなるのか・なくす方法はないのか」を考えるグループワーク ～チームでの抑止力の向上～ ・「私の夏休みを聞いて～1分トーク大会～」 	○ ○
	10	不祥事全般 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント全般について、県からの通知や資料をもとに注意喚起 ・メンタルヘルス・疲労蓄積度自己診断チェックリストを活用 	
	11	不祥事全般 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートを受けて、生徒相談について対応及び情報共有 ・自己チェックリストによる振り返り（第2回） 	○
	12	交通安全・飲酒運転 不祥事全般	<ul style="list-style-type: none"> ・年末の交通安全運動に合わせて、交通事故の事例を紹介しながら注意喚起を促す ・冬季休業中の教職員のサービスの厳正 	
	1	教職への誇り・使命感 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員としてのサービス等の訓示、ビジネスマナー、生徒の手本となる言動等の確認 ・人事評価面談で本年度の成果と課題の確認及び相談 	
	2	教職への誇り・使命感 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会委員をとおして、不祥事根絶取組に関する意見交換 ・自己チェックリストによる振り返り（第3回） 	○
	3	個人情報の流出 不祥事全般	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末の事務処理を含め、個人情報のルールを徹底し、意識の向上を図る。 ・年度末休業中の教職員のサービスの厳正 	

教職員の生徒指導に係る共通ルール

所属名	掛川特別支援学校 御前崎分校
<p>掛川特別支援学校御前崎分校 生徒指導に係るルール</p> <ol style="list-style-type: none">1 生徒との携帯電話、スマートフォンでの連絡およびメール・SNSの使用について<ol style="list-style-type: none">(1) 携帯電話・スマートフォンでの連絡について<ol style="list-style-type: none">① 生徒への連絡は保護者を介して行う。学校の固定電話から家庭の固定電話または保護者の携帯電話に連絡を行う。② 生徒からの連絡は、学校の固定電話に連絡するように指導する。③ 緊急連絡等を必要とする場合や早急に居場所等を特定する場合は、この限りではない。(2) メール・SNSでの連絡について<ol style="list-style-type: none">① 教職員と生徒との間での使用は、原則不可とする。② 教育活動で全員又は学年に係る場合には、学校連絡情報共有サービス「Cocoo」を通じて配信する。2 生徒との面談や相談等の実施方法について<ol style="list-style-type: none">① 面談や相談等は、電話やメール、SNSを使用して行わない。② 原則として、校内又は保護者在宅時に生徒宅で実施する。③ 実施する場合は、教職員個人で対応せず、組織的に対応し教職員間で情報を共有し、透明性を高める。特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。④ 1対1で実施する場合には、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない配慮をする。3 教職員の自家用車への生徒の乗車について 原則として、自家用車には生徒を乗せない。ただし緊急等の場合を除く。4 その他 上記の1～3の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。	